

(例) ■「第一種 割賦金の決定通知（兼振替案内）について」（封書）

1枚目

(T200) 162-8412 2022年9月9日 作成

東京都 新宿区 市谷本村町 10-7

機構 太郎 様

618-00-000000 000001#

独立行政法人日本学生支援機構  
162-8412  
東京都 新宿区  
市谷本村町 10-7  
TEL 0570-666-301 (ナビダイヤル)

① 通知作成時に、口座未加入の方および口座振替ができていない方は「第一種割賦金の決定通知について」となっている場合があります。

① 第一種 割賦金の決定通知（兼振替案内）について

— 当年10月より翌年9月まで返還する金額が確定いたしましたので、返還明細とあわせて振替口座についてお知らせいたします。以下の注意事項に十分留意のうえ、返還明細のとおり返還してください。 —

※本通知は、右上記載の作成日までに本機構が処理した入金・届出等によって作成しています。本通知と行き違いで他の通知が送付された場合は、各通知の作成年月日を参照してください。  
※取扱金融機関・口座番号・口座名義人等を変更する際には、再度加入手続きが必要となります。  
口座振替（リレー口座）の加入申込書は、本機構のホームページまたはナビダイヤル（上記電話番号）より請求できます。  
※奨学金の返還状況等に関する情報は、「スカラネット・パーソナル」で閲覧することができます。本機構のホームページ(<https://www.jasso.go.jp/>)からアクセスし、登録してください。  
(現在の返還状況によっては、閲覧できない情報があります。)

(注意事項)

- 振替日の前日（振替日が金融機関の休業日の場合は前営業日）までに必ず残高を確認し、不足がないようにしてください。残高不足の場合は、翌月27日に再度振替を依頼しますが、振替不能が連続して4回以上となったときは、口座振替を停止します。
- 奨学生番号が二つ以上ある場合は、まとめて振替請求します。残高が請求額に不足すると、振替不能になりますので注意してください。
- 発送等に係る事務処理手続きの都合により、作成日から本通知の到着まで時間を要する場合があります。ご了承ください。
- 住所及び氏名を変更したときは、必ず本機構及び口座振替（リレー口座）の加入手続きをした取扱金融機関に届け出てください。
- 現在、在学中の場合は「在学届」を提出してください。

③ 通知作成時の返還残額が表記されています。

⑥ 口座振替情報です。口座未加入の方は、口座振替情報が印字されていない場合があります。詳細につきましては、同封のチラシをご覧ください。

② 返還いただく総額が表記されています。

[ 返 還 明 細 ]		[ 振 替 口 座 ]	
奨学生番号	618-00-000000	取扱金融機関	ゆうちょ
氏名	機構 太郎 様	口座番号	10000-1000****
返還総額	1,230,000 円	口座名義人	機構 太郎 様
返還方式	所得連動返還方式	振替日	毎月 27日
割賦方法	月賦	※口座番号は一部非表示にしています。 ※振替日：休業日の場合は、翌営業日となります。	
返還期日	毎月 27日		
返還残額	1,180,720 円		
次回返還期日	2022年09月27日		
次回振替日	2022年09月27日		
次回振替額	4,480 円		

④ 次回の振替日および振替額です。

⑤ 通知作成時に、口座未加入の方および口座振替ができていない方は、「次回返還期日」、「次回振替日」、「次回振替額」が印字されていない場合があります。

※10月以降の返還期日毎の割賦金については、次頁をご覧ください。

⑦ 振替日が表記されています。

⑧ 2023年9月までの月々の返還金が表記されています。

⑨ 返還期日後の返還残額が表記されています。

(7900)

返還回数 (回)	返 還 期 日 (振替日)	割 賦 金 (円)	割賦金 算出方法	返 還 残 額 (円)
25	2022/10/27	4,905	C	1,171,335
26	2022/11/27	4,905	C	1,166,430
27	2022/12/27	4,905	C	1,161,525
28	2023/1/27	4,905	C	1,156,620
29	2023/2/27	4,905	C	1,151,715
30	2023/3/27	4,905	C	1,146,810
31	2023/4/27	4,905	C	1,141,905
32	2023/5/27	4,905	C	1,137,000
33	2023/6/27	4,905	C	1,132,095
34	2023/7/27	4,905	C	1,127,190
35	2023/8/27	4,905	C	1,122,285
36	2023/9/27	4,905	C	1,117,380
*****以降の割賦金は、毎年8～9月に確定します*****				

⑩ 割賦金の算出方法が表記されています。

**割賦金算出方法の凡例**

A: 返還初年度(返還開始1年日)の割賦金(定額返還方式で算出した割賦金の半額)

B: 返還初年度(返還開始1年日)の割賦金(申請により2,000円)

C: 前年の課税対象額(課税総所得金額)に基づき所得運動返還方式で算出した割賦金

D: 書類(個人番号(マイナンバー)、返還誓約書等)未提出等により定額返還方式で算出した割賦金

E: その他理由により定額返還方式で算出した割賦金(例: 本人が海外居住等の理由により、前年の課税対象額が確認できず、割賦額が算定できないとき、本人が被扶養者である場合にあなたを扶養している方の個人番号(マイナンバー)・課税証明書等の提出がないとき、個人番号(マイナンバー)での情報連携結果が本人の申告と一致しないとき、など。)

※「返還初年度(返還開始1年日)の割賦金」とは、返還を開始した月から起算して1年以内の9月までの期間における割賦金(上記のAまたはB)をいいます。ただし、貸付終了後、返還開始月から起算して1年以内の9月以降まで返還期間満了(在学猶予は除く。)が適用された場合の割賦金は上記のCとなります。

※「定額返還方式で算出した割賦金」とは、返還総額に応じた返還回数で算出した割賦金をいいます(1頁右上にある通知作成日時点における定額返還方式で算出した割賦金は7,066円です)。

※いずれの割賦金算出方法であっても、算出した額が2,000円未満の場合、所得運動返還方式における割賦金は2,000円となります。

※貸付終了後は、所得運動返還方式から、定額返還方式への変更はできません。

※返還初年度については、運動すべき前年の所得がないため、『定額返還方式で算出した割賦金』をもとに、その半額を支払うことになっています(申請により2,000円(最低返還月額))。在学猶予適用後も同様の扱いとなります。

※毎年8月～9月に、前年の課税対象額に応じた次の1年間分(当年の10月から翌年の9月まで)の割賦金を確定します。毎年9月下旬頃までに、次の1年間分の割賦金をお知らせします。

※課税対象額については、本機構があなたから提出された個人番号(マイナンバー)を利用して情報を取得する予定ですが、情報取得できず、課税証明書の提出が必要な場合は、別途お知らせしますので、期限までに課税証明書の提出をお願いします。

期限までに課税証明書の提出がないときは、定額返還方式で算出した割賦金での返還となります。

※あなたが被扶養者となった場合は、あなたを扶養している方の個人番号(マイナンバー)・課税証明書等についても提出していただく必要があります。